

船災防第 36 号
平成23年 6月 7日

船員災害防止協会
各 支部長 殿

船員災害防止協会
会 長 菊 地 剛

船員災害防止協会優良会員の推薦について

標記について、「船員災害防止協会優良会員の認定要領」に基づき、下記スケジュールにより実施することとしております。

つきましては、貴支部会員への周知及び会員からの優良会員認定申請書提出促進等について、よろしく願いいたします。

記

1. 優良会員認定申請書受付期間 : 平成23年7月1日～8月15日
2. 認定の公表及びステッカー配布 : 同年9月上旬

以上

優良会員認定申請書

申請年月日 平成 年 月 日

船員災害防止協会会長 殿

氏名又は名称 印
(法人は代表者氏名)

住所又は所在地

当者は、前年度より「ゼロ災害」に向けた努力を継続していることに加え、下記のとおり船員災害防止活動に積極的に取り組んでいることから、「優良会員」の認定を申請し、併せて、事業所数（ × 1 枚）及び運航船舶数（ × 3 枚）に対するステッカーの交付を申請します。

記

① 認定要件（１）～（３）該当者用 該当番号 ()

船員災害防止に対する主要活動実績		事業者確認欄 (○印)
1	安全・衛生教育を定期的を実施しており、「船でつくる四季のメニュー」及び「KYTイラスト集」をはじめ、協会発行の安全衛生資料を活用していること。船内供食の実態がない場合、「船でつくる四季のメニュー」については、事業所に備置していること。	
その他特記事項：		

② 認定要件（４）該当者用

船員災害防止に対する主要活動実績		事業者確認欄 (○印)
1	安全・衛生教育を定期的を実施しており、「船でつくる四季のメニュー」及び「KYTイラスト集」をはじめ、協会発行の安全衛生資料を活用していること。船内供食の実態がない場合、「船でつくる四季のメニュー」については、事業所に備置していること。	
2	近年における講習会、船員災害防止大会への参加を図っていること。	
3	安全衛生委員会またはこれに準じる会議の活発な運営、活動を実施していること	
4	その他、労働安全衛生マネジメントシステム又は同様のシステム導入等、積極的な災害防止活動の実施を図っていること。	
その他特記事項：		

船員災害防止協会優良会員の認定要領

平成22年4月1日制定

船員災害防止協会

1 認定要件

次のいずれかに該当する会員を「優良会員」としての認定要件とする。

- (1) 国土交通省海事局運航労務課長が認定した船員労働災害防止優良事業者であり、且つ申請書における①認定要件の事項を満たしている会員。
- (2) 前年度から申請の日までにおける災害件数について、休業3日以上災害が発生していない（以下「ゼロ災害」という。）か、その件数が極めて少なく別途協会が定める“優良会員認定要件に関わる「ゼロ災害」努力の評価基準”に述べる事項を満たし、且つ申請書における①認定要件の事項を満たしている会員。
- (3) 当該年度において、協会が、優良賞として表彰予定であり、且つ申請書における①認定要件の事項を満たしている会員。
- (4) (2)において休業者数が基準より1名多いが、申請書における②認定要件の事項のいずれも満たし、他の会員の規範となることが明らかであること。

2 認定の審査及び認定の有効期間

- (1) 申請書の提出期間
7月1日より8月15日迄とする。
- (2) 審査の方法
 - ① 優良会員認定を希望する会員は、所定の申請書に事実を記載し、会員が所属する支部宛に提出することとする。
 - ② 支部は申請書に基づき審査を行い、認定要件を満たす会員について、本部に推薦することとする。

(なお、申請書は、当協会のホームページにも掲載し、利便性を図ることとする。)

- (3) 認定の有効期間
認定の有効期間は、当該年度の9月1日から次年度の8月31日までの一年間とする。ただし、その間に、死亡災害または行方不明が発生した場合、若しくは、「優良会員」に相応しくない事実が生じた場合は、会員は自発的に認定を返上することとし、協会はその認定を取り消すこととする。

(4) 認定を受けた会員

認定を受けた会員には、優良会員認定証を交付するとともに事業所毎に1枚、所有する船舶1隻に対し3枚のステッカーを配布することとし、会員名を協会の機関誌及びホームページに掲載する。

3. 添付

- (1) 優良会員認定要件に関わる「ゼロ災害」努力の評価基準
- (2) 優良会員認定申請書

以上

優良会員認定要件に関わる「ゼロ災害」努力の評価基準

平成22年4月1日
船員災害防止協会

当協会が優良会員として認定する要件中、「前年度において3日以上休業を必要とする災害の発生がないか、その発生が船員の数に照らし極めて少ないこと」について、「ゼロ災害」努力の評価基準として、以下の通りとする。

1 前年度の申請日から今年度の申請の日まで、死亡し又は行方不明となった者がいないこと

2 申請日から1年以前において3日以上休業を必要とする災害が、常時使用する船員数により定める、下表の人数を越えないこと

常時使用する船員数	3日以上休業した船員数
1～50人	0人
51～100人	1人
101～200人	2人
201～300人	3人
301～	4人